

## 役員報酬等の支給の基準

### (目的)

第1条 この基準は、学校法人愛知学院（以下「この法人」という。）寄附行為第40条に基づき、役員報酬等（以下「報酬」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、この法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、役員報酬、役員賞与、役員退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、報酬には、愛知学院給与規程に基づく給与および学校法人愛知学院教職員退職手当支給規則に基づく退職金は含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬の支給)

第3条 役員に対しては、次の報酬を支給することができる。

- (1) 常勤の役員：役員報酬、役員賞与、役員退職慰労金
- (2) 非常勤の役員：役員報酬、役員賞与

### (報酬の金額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 役員報酬：別表第1に定める金額。
- (2) 役員賞与：別表第2に定める算式により算出される金額。
- (3) 役員退職慰労金：別表第3に定める算式により算出される金額。
  - 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、学校法人愛知学院非常勤役員の報酬等内規で定める金額とする。

### (報酬の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬の支給の時期は、次の各号による区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 役員報酬：毎月1回、その月の25日にこれを支給する。ただし、支給日が休日及び金融機関の休業日に当たるときは、その前日に支給する。
- (2) 役員賞与：毎年6月30日及び12月10日。ただし、支給日が休日及び金融機関の休業日に当たるときは、その前日に支給する。
- (3) 役員退職慰労金：役員が退任又は解任後、速やかに支給する。
  - 2 非常勤の役員に対する報酬は、学校法人愛知学院非常勤役員の報酬等内規に基づき支給する。
  - 3 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。
  - 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める愛知学院国内出張規定に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給することが出来る。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、就任した月からの報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その当月分までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬については、日割りによる計算は行わない。

(端数の処理)

第8条 報酬金額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円単位に切り上げて支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この基準をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この基準は、令和2年4月1日より施行する。

この基準は、令和4年4月1日より施行する。

### 別表第1(常勤の役員の役員報酬)

以下に指定する、①～④を合算して役員報酬として毎月支給する。

#### ①役員報酬基礎額

月額 100,000 円	常勤の役員に対して一律で毎月支給する。
--------------	---------------------

#### ②役職加算分

月額 300,000 円	理事長を委嘱されているものに毎月支給する。
月額 150,000 円	副理事長、愛知学院大学学長、愛知学院大学短期大学部学長、高校校長、中学校長、法人本部長を委嘱されているものに毎月支給する。
月額 100,000 円	副学長を委嘱されているものに毎月支給する。
月額 80,000 円	局長及び部長を委嘱されているものに毎月支給する。

※本務の役職分のみ支給し、兼務役職分は支給しない。

※代行をおいている場合は支給しない。

#### ③年功加算分

役員として勤続1年につき右の金額を毎月支給する。	月額 10,000 円
--------------------------	-------------

※1年未満の年数については、切り捨てる。

#### ④役員給与

本学教職員を兼ねていない役員に対し、次の各号に基づき毎月支給する。

- (1) 本学役員就任時、理事会にて審議し決定する。
- (2) 本学教職員を退職した役員については、退職時の俸給と都市手当相当額とする。

### 別表第2(常勤の役員の役員賞与)

以下に定める算式により算出される額を役員賞与として支給する。

算定式：(算定基礎×愛知学院給与規程で定める支給率)＋愛知学院給与規程で定める一律金

※算定基礎：役員報酬額－役員報酬基礎額

### 別表第3(常勤の役員の役員退職慰労金)

以下に定める算式により算出される額を役員退職慰労金として支給する。

役員退職慰労金算定式：(役職加算分＋年功加算分)×(学校法人愛知学院教職員退職手当支給規則に基づく退職金支給率＋役員勤続年数＋理事長の委嘱年数＋愛知学院大学学長の委嘱年数＋愛知高校校長の委嘱年数)

※1年未満の年数については、切り捨てる。